

役員報酬規程

(目的)

第 1 条

この規定は寄附行為第 51 条により、選任された役員及び評議員に対する報酬、常勤理事が退任する際の慰労金等を定めたものである。

(報酬)

第 2 条

- ① 理事に対する役員報酬、役付手当及び常勤評議員に対する役付手当は、別紙 1 によるものとする。
- ② 理事会の決定により常勤理事の報酬は、令和 3 年度より年俸制としている。
ただし、業務執行理事が非常勤の場合は、報酬は理事会にて決定する。
今後就業規則第 2 条(1),(2),(3)の職員が理事・評議員に就任した時の給与は、就業規則の給与規定を継承するものとし、理事・評議員の手当は、本規定に従い支給する。
- ③ 非常勤の役員が理事会やその他重要な会議出席のために、来校される等の場合には、交通費・食事代として一律 10,000 円を支給する。
ただし、近畿二府四県外の役員の来校等には、前記のほか実費交通費及び実費宿泊費を精算する。
また、非常勤役員及び非常勤評議員については、別表 1 における役員報酬総額を年 2 回に分割して、支給する。

(退任慰労金)

第 3 条

常勤理事が理事会の承認を得て退任するときの慰労金は、別表 2 の常勤役員退任慰労金給付表の規定により支給する。

ただし、在任中に於いて学園の信用を失墜した行為または、実質的な損害があった場合には、理事会の決定により退任慰労金は支給しない。

この規程は、令和 7 年 1 月 25 日理事会に於いて承認可決されたので令和 7 年 4 月 1 日付をもって実施していく。

役員報酬

役員報酬		
区別	役職	金額
非	理事長 (理事)	年俸 6,800,000
常	学校長 (理事)	校長手当 (月額) 200,000
		年俸 12,000,000
常	代表業務執行理事 業務執行理事	年俸 8,400,000
常	理 事	月額 100,000
常	評議員	月額 30,000
非	理 事	年額 150,000
非	監 事	年額 100,000
非	評議員	年額 40,000

【注】 非－非常勤、常－常勤を意味する。

学校長の年俸には、校長手当が含まれる。

別表 2

常勤役員退任慰労金給付表

(寄附行為第12条の別表2)

常勤理事が退任するときは、理事会の承認により、その在任期間に応じ下記の表により慰労金を支給する。なお、理事長の計算は、手当を基本給に置き換える。

なお、在任期間の途中で退任をした場合の1年未満の在任月数は、在任月数を12か月で除じて少数以下2桁未満は、切り捨てとする。

算式 慰労金= 基本給 × 在任期間 (乗率)

在任期間	乗 率
1年以上	2.000
2年以上	3.000
3年以上	4.000
4年以上	6.000
5年以上	8.000
6年以上	10.000
7年以上	12.000
8年以上	15.000
9年以上	18.000
10年以上	20.000
11年以上	22.000
12年以上	25.000
13年以上	27.000
14年以上	29.000
15年以上	31.000
16年以上	33.000

注記：(1) 当該役員の慰労金計算に当たっては、寄附行為第10条第1項第2号よる場合、減額または、支給しないときもある。

(2) 当法人の経営が著しく悪化したときは、慰労金の減額又は、支給しない決定もある。

(3) (1)、(2)の決定は、理事会で決定する。

(4) 16年を超えて在任した場合でも、乗率は33.000とする。